



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

訓令	2
大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（保育幼稚園課）	2
告示	3
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	3
公示送達（保険医療課）	4
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	4
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	5
公示送達（収納対策室）	5
公示送達（収納対策室）	5
公示送達（収納対策室）	6
令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第14号）の要領の公表（財政課）	6
住民票の職権消除（市民課）	7
公示送達（収納対策室）	8
公示送達（収納対策室）	8
公告	8
西坊城地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	8
大和高田市立病院院内洗濯業務に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院管理課）	11
大和高田市立8小学校の運動器具及び遊具点検業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	13
令和4年度幼稚園給食配送業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	15
令和4年度大和高田市立小学校給食調理員派遣業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	18
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	20
教育委員会	21
令和3年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱（教育総務課）	21
大和高田市教育委員会1月定例委員会の招集（教育総務課）	22
選挙管理委員会	22
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	22
農業委員会	23
大和高田市農業委員会1月定例委員会の招集（農業委員会）	23
原稿誤り	23
令和3年8月10日付け大和高田市公報第391号（登載漏れ）	23
市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（総務課）	23
市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（総務課）	23

課)	24
令和4年1月7日付け大和高田市公報第396号(登載漏れ)	25
令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)の要領の公表(財政課).....	25
令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第13号)の要領の公表(財政課).....	25

訓 令

訓令第1号

大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年1月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立の保育所、こども園及び幼稚園に外国人講師を配置するに当たり、当該外国人講師の派遣事業者(以下「契約候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 契約候補者の決定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員8人以内をもって組織する。

2 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉部子育て支援室長
- (2) こども家庭課長
- (2) こども家庭課参事
- (3) 大和高田市保育所長会を代表する者
- (4) 大和高田市園長会を代表する者
- (5) 大和高田市幼稚園会を代表する者
- (6) 保育幼稚園課指導主事

4 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援室保育幼稚園課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年1月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
なし										

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車

令和3年12月23日	大和高田市磯野北町地内	1	
令和3年12月28日	大和高田市曾大根2丁目地内	1	

3 保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間
告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間
午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第3号

令和3年度後期高齢者医療保険料第5期の督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律(平成18年法律83号)第112条により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年1月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和3年12月20日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第4号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和4年1月13日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和4年3月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和3年9月1日から令和3年9月30日までの間

告示第5号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和4年1月13日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和4年4月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和3年10月1日から令和3年10月31日までの間

告示第6号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年1月19日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第7号

令和3年度国民健康保険税第3期～第5期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者につい

て住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年1月19日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第8号

令和3年度市県民税第3期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年1月19日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和4年1月24日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和4年1月24日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第14号)

令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第14号)

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,986,400千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,604,854	40,600	7,645,454
	2. 国庫補助金	3,194,144	40,600	3,234,744
補正されなかった科目に係る額		22,340,946	0	22,340,946
歳入合計		29,945,800	40,600	29,986,400

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		14,431,697	40,600	14,472,297
	2. 児童福祉費	4,415,723	40,600	4,456,323
補正されなかった科目に係る額		15,514,103	0	15,514,103
歳出合計		29,945,800	40,600	29,986,400

告示第10号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月26日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 1. 職権消除日 令和4年1月19日
- 2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第11号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年1月27日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第12号

令和3年度市県民税第3期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年1月27日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和3年度市県民税 第3期 令和3年11月29日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第1号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和4年1月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	西坊城地内測量業務委託
-------	-------------

2	工事場所	大和高田市 西坊城 地内
3	工事期間	契約締結日から令和4年3月18日(金)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年1月6日(木)から令和4年1月13日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7	競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年1月20日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年1月21日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年1月25日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年1月26日（水）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥1,230,000-（消費税等抜き）

17 前払金	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第2号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年1月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立病院院内洗濯業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」若しくは「その他（クリーニング）」又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務」若しくは「その他（医療職用衣類）」に登録を有する者であること。 (6) 平成29年4月1日以降において、病床数200床以上の病院における院内洗濯業務の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 必要書類は、次のとおりとします。 ①一般競争入札参加資格確認申請書 ②平成29年4月1日以降における院内洗濯業務の契約書の写し又は実績証明書等 ③暴力団排除に関する誓約書 (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び暴力団排除に関する誓約書については当院指定様式とし、大和高田市立病院ホームページに掲載しています（ダウンロード可能）。 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易

	<p>書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年1月6日（木）から令和4年1月17日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8501 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課（持参の場合、病院の受付窓口にて管理課に訪問したい旨申し出て下さい。）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和4年1月18日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本件入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。</p> <p>（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-23-9282</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年1月24日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-23-9282 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和4年1月25日（火）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年1月31日（月） ※入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に</p>

	よるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きの金額で記載すること。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日 時 令和4年2月1日(火) 午前10時 (2) 場 所 大和高田市立病院(放射線治療棟)3階 大会議室
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限価格	設定しません。
1 8 契約方法	入札書へ記載された価格により、契約を行います。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第3号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和4年1月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立8小学校の運動器具及び遊具点検業務委託
2 履行場所	大和高田市 旭北町 他7件 地内
3 履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿登録者のうち、次に掲げる品目のいずれかに登録している者であること。 ①「図書・教材類(スポーツ用品・レジャー用品・遊具)」 ②「役務の提供(その他)」のうち、遊具点検等記載業者 ③「その他(その他)」のうち、遊具点検等記載業者

	<p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年1月7日(金)から令和4年1月21日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和4年1月31日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	<p>(3) 回答期限 令和4年2月1日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年2月3日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年2月4日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第4号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年1月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和4年度幼稚園給食配送業務委託
2 配送場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	令和4年4月13日（水）から令和5年3月16日（木）まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑤ 5の(5)の要件を満たすことを証するもの（許可書、届出書の控え等）の写し</p> <p>上記③、④は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年1月13日（木）から令和4年1月26日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和4年2月4日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年2月7日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年2月9日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年2月10日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一</p>

	<p>般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第5号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和4年1月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	<p>令和4年度大和高田市立小学校給食調理員派遣業務委託</p>
2 履行場所	<p>大和高田市立高田小学校及び大和高田市立磐園小学校</p>
3 契約期間	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p>
4 業務内容等	<p>入札説明書(仕様書)のとおり</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項に基づき労働者派遣事業の許可を受けている者であること。</p>
6 競争入札参加資格の	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類</p>

<p>申請</p>	<p>(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの) ④ 印鑑証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの) ⑤ 労働者派遣事業許可書の写し</p> <p>上記③、④は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(3) 受付期間 令和4年1月13日(木)から令和4年1月26日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和4年2月4日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年2月7日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年2月9日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p> <p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和4年2月10日（木）午前10時20分</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月17日

大和高田市長 堀内 大造

教育委員会**教育委員会訓令第1号**

令和3年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年1月17日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

令和3年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 大和高田市立小学校、中学校及び高等学校への外国人講師の配置等業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和3年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職又は地位にある者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育総務課長
- (4) 学校教育課長
- (5) 学校教育課参事
- (6) 学校教育課指導主事
- (7) 校長会を代表する者

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等の意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第4条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

教育委員会告示第1号

大和高田市教育委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月11日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和4年1月17日(月) 午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 令和3年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱(案)について

第2号 成人式の新名称について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第1号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月6日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年1月13日(木) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第1号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月4日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和4年1月11日(火曜日)午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第18条第6項について通知の件
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第5号 農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について
第6号 その他

原稿誤り

令和3年8月10日付け大和高田市公報第391号(登載漏れ)

規則第24号の2

市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和3年7月5日

大和高田市長 堀内 大造

市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部改正)

第1条 大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則(平成21年規則第10号)の一部を次のよ

うに改正する。

様式第1号中「大和高田市大字大中100番地1」を「大和高田市大字大中98番地4」に改める。

(大和高田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則)

第2条 大和高田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則(平成20年規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大和高田市大字大中100-1」を「大和高田市大字大中98番地4」に改める。

(大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部改正)

第3条 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(平成28年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「大和高田市大字大中100番地1」を「大和高田市大字大中98番地4」に改める。

(大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部改正)

第4条 大和高田市地域包括支援センター設置規則(平成18年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大和高田市大中100番地の1」を「大和高田市大字大中98番地4」に改める。

(大和高田市消防団規則の一部改正)

第5条 大和高田市消防団規則(昭和36年規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「大和高田市大字大中100番地1」を「大和高田市大字大中98番地4」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

告示第109号

市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和3年7月5日

大和高田市長 堀内 大造

市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱の一部改正)

第1条 大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱(平成17年告示第29号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「奈良県大和高田市大字大中100番地の1」を「奈良県大和高田市大字大中98番地4」に改める。

(大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱の一部改正)

第2条 大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱(平成27年告示第26号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「大和高田市大字大中100番地1」を「大和高田市大字大中98番地4」に改める。

(大和高田市開発指導要綱の一部改正)

第3条 大和高田市開発指導要綱(平成14年告示第20号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「大和高田市大字大中100番地1」を「大和高田市大字大中98番地4」に改める。

附 則

この告示は、令和3年7月12日から施行する。

令和4年1月7日付け大和高田市公報第396号(登載漏れ)

告示第166号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年12月22日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和3年12月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)

令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,875,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,182,754	351,500	6,534,254
	2. 国庫補助金	1,772,044	351,500	2,123,544
補正されなかった科目に係る額		22,340,946	0	22,340,946
歳入合計		28,523,700	351,500	28,875,200

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		13,011,656	351,500	13,363,156
	2. 児童福祉費	4,064,223	351,500	4,415,723
補正されなかった科目に係る額		15,512,044	0	15,512,044
歳出合計		28,523,700	351,500	28,875,200

告示第167号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年12月24日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和3年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第13号)

令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第13号)

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,070,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,945,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,534,254	1,070,600	7,604,854
	2. 国庫補助金	2,123,544	1,070,600	3,194,144
補正されなかった科目に係る額		22,340,946	0	22,340,946
歳入合計		28,875,200	1,070,600	29,945,800

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,391,105	2,059	3,393,164
	1. 総務管理費	2,874,945	2,059	2,877,004
3. 民生費		13,363,156	1,068,541	14,431,697
	1. 社会福祉費	6,136,921	1,068,541	7,205,462
補正されなかった科目に係る額		12,120,939	0	12,120,939
歳出合計		28,875,200	1,070,600	29,945,800

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業運営業務	令和4年5月末まで	8,560千円